

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度 枚方市保健所運営協議会
開 催 日 時	令和4年（2022年）12月7日（水） 14時00分から 16時00分まで
開 催 場 所	枚方市第3分館（旧市民会館）3階第3会議室
出 席 者	渡邊一男会長、北川敏夫副会長、上羽敏明副会長 岩田和彦委員、阪本徹委員、田中眞澄委員、永井美恵子委員、西山利正委員、 長谷川睦委員、原田玲子委員、藤中明広委員、細野昇委員、松浦洋介委員、 矢部武士委員、若田淳子委員
欠 席 者	加藤学委員、木村剛委員、西川和幸委員、松田公志委員、百田義弘委員、 和田真由美委員
案 件 名	1. はじめに 2. 令和3年度の取組みについて 3. 令和3年度及び令和4年度の重要取組について
提出された資料等の 名 称	資料1 枚方市保健所運営協議会委員名簿 資料2 枚方市保健所運営協議会に係る関係例規 資料3 「自殺総合対策大綱」改定について～「枚方市いのち支える行動計 画」第2期計画策定を見据えて～ 資料4 研修施設で発生した黄色ブドウ球菌食中毒事例について 資料5 枚方市保健所における新型コロナウイルス感染症の取組み（第6波 ～第7波を中心に） 別冊 令和3年度 年報
決 定 事 項	なし
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0人
所 管 部 署 (事 務 局)	健康福祉部 保健医療課

審 議 内 容

事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今より令和4年度の枚方市保健所運営協議会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、お集まりくださいましてどうもありがとうございます。私が事務局を担当しております、枚方市保健所副所長の河田でございます。よろしく願いいたします。
それでは開会にあたりまして、市長の伏見隆から一言ご挨拶申し上げます。伏見市長、どうぞよろしく願いいたします。

伏見市長

皆さんこんにちは。枚方市長の伏見隆でございます。
渡邊会長をはじめ委員の皆様におかれましては、日ごろより本市保健予防、保健衛生及び医療行政の推進にご理解とご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。
本市では中核市移行に合わせて保健所を設置し、今年で9年目を迎えております。本協議会につきましては、令和2年から流行しました新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点より、令和2年度の開催は取りやめ、令和3年度は紙面開催とさせていただきます、この対面での開催は3年ぶりということになっております。
ご出席の皆様には新型コロナウイルス感染症への日々のご対応、そして各機関では感染拡大の防止に向けてご尽力いただいておりますことに、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。
今後も感染防止と社会経済活動を両立させ、ウィズコロナに向けた新たな段階に移行していくことが必要です。
また、あわせて急激な感染者増加に備えた医療機関や保健所等における体制整理など、あらゆる状況に柔軟な対応がとれるように対策を進めていきたいと考えております。
それでは本日ご説明させていただきます内容は、自殺総合対策大綱の改定や、本市の研修施設で発生しました食中毒事例、主に第7波から第8波の間で行った新型コロナウイルス感染症の保健所での取り組みをご紹介します。
健康と医療に関わる社会資源として、拠点となる5つの公的病院や3つの医療系大学が市内にあることは枚方市の強みと考えております。これからもこの強みを生かし、市民の健康医療を守るための取り組みを進めてまいります。
委員の皆様におかれましては、公衆衛生の第一線であり市民の命を守り、健康づくりの拠点となる保健所の運営に引き続きお力添えをいただきますようお願い申し上げます。
結びに本日ご出席の皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それではここで委員の皆様をご紹介します。
<委員紹介>
次に、本日出席しております本市職員を紹介させていただきます。
<出席職員紹介>
どうぞ宜しくお願いいたします。
なお、大変恐縮ではございますが、伏見市長は次の公務が入っておりますので、ここで退席させていただきます。
<市長退席>
それでは、ここからの進行は渡邊会長にお願いしたいと思います。渡邊会長、どうぞ宜しくお願いいたします。

渡邊会長

本協議会の会長を務めさせていただく渡邊です。どうぞよろしくお願ひします。対面開催は久しぶりということで私もこのように司会させていただくのは初めてですので、何かと不手際があるかもしれません。どうぞご容赦のほどよろしくお願ひします。
本日は午後4時の閉会を目途に協議会を進めていきたいと思ひますので、円滑な議事進行にご協力のほどよろしくお願ひいたします。
それではまず、事務局から委員の出席状況の報告と、会議録の取り扱ひの説明、資料の確認をよろしくお願ひします。

<p>事務局</p>	<p>まず、委員の出席状況についてご報告させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は14名で枚方市保健所運営協議会条例第7条第2項に規定します定足数「委員の2分の1以上」を満たしておりますので、この協議会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、本協議会は、同条例第8条の規定により公開となっており、協議会終了後、発言者名を明らかにした会議録を作成し、各委員の皆様にご確認いただいた後、会長のご承認をいただき、正式な会議録として、ホームページ等で公開していきたいと考えております。どうぞご了承くださいませようお願い申し上げます。</p> <p>なお、本日の傍聴者はおられません。</p> <p>そして、本協議会の委員で会議風景の写真撮影を行わせていただきますので、あわせてご了承くださいませようお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。資料1の枚方市保健所運営協議会委員名簿でございます。資料2の条例の条文でございます。資料3の「自殺総合対策大綱」改定について。次に資料4、研修施設で発生した黄色ブドウ球菌の食中毒事例について。資料5は枚方市の研修における新型コロナウイルス感染症の取り組み（第6波～第7波を中心に）。そして別冊の保健所の年報でございます。全て手元でございますでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。次に会長、どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
<p>渡邊会長</p>	<p>ありがとうございます。まず、それでは副会長の選任を行いたいと思います。枚方市保健所運営協議会条例第6条第1項には、「協議会に会長および副会長2人以内を置く。」と規定されています。昨年度は枚方市歯科医師会と枚方市薬剤師会からそれぞれ選出された委員が副会長を務めておりましたが、今回薬剤師会から選出された委員が交代されていますので、改めて副会長を選任する必要があります。</p> <p>第6条第2項には委員の互選によって定めると規定されていますので、皆様にお諮りしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。どなたか立候補とかされる方はいらっしゃらないでしょうか。特にいらっしゃらないようでしたら、私の方から枚方市薬剤師会から選出された上羽委員に副会長をお願いしてはどうかと思っておりますが、皆さんいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは上羽先生、前の席によりしくお願いたします。</p> <p>上羽先生に一言ご挨拶の方をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p>
<p>上羽副会長</p>	<p>皆さんこんにちは。薬剤師会の上羽でございます。本会議が活発に、そして円滑に審議が進みますように、渡邊会長、北川副会長のお役に立てるように、微力ながら努めてまいりますので、皆様よろしくお願を申し上げます。</p>
<p>渡邊会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、北川副会長とともにどうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは次第に従って議題を進めていきたいと思っております。案件の2です。「令和3年度の取り組みについて」を議題とします。枚方市保健所の白井所長から「令和3年度の取り組み」について報告をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>枚方市保健所の所長の白井と申します。改めまして発言の機会をいただきまして、よろしくお願いたします。座ってお話をさせていただこうと思っておりますが、資料につきましては、令和3年度年報に沿ってご説明させていただきたいと思っておりますので、ご覧になっていただければと思います。着座にて失礼いたします。</p> <p>これは令和3年度の年報ということになりますので、令和4年3月31日現在の実績となります。</p> <p>5ページを見ていただきますと、組織は健康福祉部の中に保健所がありまして、保健医療課、衛生課、予防課の形での3課体制をとっております。事務分掌等はこちらのとおりでございます。6ページの現員表を見ていただきますと、職種と区分について記載してあります。区分は正規職員と会計年度任用職員に分かれています。普段の事業の現員数で書いてあります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これ以外にも業務委託の方やいろいろな方に応援していただきましたので、この正職員67人プラスかなりの方が入れ替わり立ち代わり業務に携わりましたし、庁内だけではなく本当に色々な所からご支援いた</p>

きまして、この運営協議会の構成員の方々からもボランティア的に色々とお力添えを頂いたことにお礼申し上げます。

続きまして7ページですが、施設概要としまして、枚方市保健所の敷地面積とか建築面積とか書いてありますが、このちょうど向かい側のところの2階建て建物でございます。かなり老朽化しておりまして、色々な意味でのメンテナンスが必要なのですが、将来的には少し移転というような話の出ているところでございます。

この事務事業の中で、7ページの中央に枚方市として市の中核市の対応としましては、第五次枚方市総合計画に掲げる「公衆衛生や健康危機管理が充実したまち」ということで、その中に対応するのがこの保健所というふうに捉えております。

まさに、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、健康や危機管理の危機に面した時期が、現在も続いておりますが、それに対応して市民の健康増進と生活の安全、安心の確保というところでは、課題もありながら頑張っているところでございます。

また、続きまして保健医療課、保健衛生課、保健予防課の概要を示しており、それぞれの課が様々な業務を行ってきていることを示しておりますが、それぞれについてトピックス的にこの後お話をさせていただきます。

保健医療課の中では、8ページの(3)のところでは自殺予防対策事業ということに焦点を当てて、特に来年度の自殺対策計画を、枚方市では「枚方市いのちを支える行動計画」というネーミングを付けていますが、それについての準備状況などについてお話をさせていただきます。

また、保健衛生課の方では、トピックスとしましてはこの事業報告では令和3年度ではあります。今年度発生しました大規模な食中毒についてのお話をさせていただきます。

保健予防課の方では、新型コロナウイルス感染症対策の中で行っているのですが、それ以外の感染症対策や難病事業とかそういうことで携わっております。

続きまして、それぞれの課について報告したいと思っておりますので、11ページ、12ページをお開きいただきたいと思います。

第一に保健医療課の事務概要ですが、今回、保健所運営協議会の対面開催が3年ぶりということで、今まではなかなかできなかったというところがございます。

11ページの(2)から(3)、(4)、(5)につきましては、大阪府の地域医療計画に基づく事業になっております。北河内医療・病床懇話会は、事務局が府の保健所になっておりますので、この地域では大阪府四条畷保健所が事務局として対応しております。

その中でいろいろな懇話会を分担するというところで、(3)の精神医療懇話会と(4)の歯科保健懇話会につきましては、枚方市保健所が事務局として対応していました。

北河内の精神医療懇話会は、昨年度はオンラインで行いしましたが、歯科保健懇話会についてはなかなか準備もできなかった影響もあり、実施は見送った状況でございます。

また、北河内圏域における糖尿病の医療ネットワーク会議につきましては、北河内圏域は委員の方々の熱心なご協力があったのですが、コロナ禍のため対面での会議や研修会は開催できませんでした。しかし、糖尿病連携の周知ポスターや糖尿病連携手帳の普及ということについては、従来通り取り組むことができました。

12ページの訪問看護ステーション連絡会を少しご紹介したいのですが、ここでは簡単に医療機関相互の連携およびネットワークの推進を目的にというふうには書いておりますが、特に令和3年度は令和2年度からの委託になります。新型コロナの患者自宅療養者数の増加により訪問看護ステーションと保健所が別枠で業務委託を締結しました。この訪問看護の委託業務は、訪問看護ステーション連絡会の中でそういう事を報告させていただいており、訪問看護ステーションさんにはかなりご協力をいただいております。また、会議はWEB会議で行いました。

続きまして(8)地域保健医療問題懇談会です。これは医師会、歯科医師会、薬剤師会と枚方市が連携し、三師会の皆様と重要な医療テーマについて話し合う会ですが、これもなかなか行うことができず、昨年度は1回だけ行いました。令和3年度の内容については、保健所から新型コロナウイルス感染症の概要についてお話ししまして、令和4年度は先日、「在宅医療について」をテーマに大阪府の資料をご紹介しながら対面で行うことができました。

次に、13ページですが、統計事務、受動喫煙対策、特定給食施設指導ということを書いてありますが、新型コロナウイルス感染症対応の中で国民健康・栄養調査につきましては、毎年地区の住民にお願いをしながら詳細な生活状況や食事のことをお聞かせいただいて国へ報告する事業でございますが、昨年度は全国的にできない状況でありました。

今年度につきましては、なかなか準備が難しいといわれながらウィズコロナの中で実施しようという事で、枚方市では先月2つの地域のご協力を得まして調査を実施しました。これが昨年度は出来なかったという報告になっています。

続きまして17ページですが、保健医療課の業務として病院・診療所の立入検査を行っております。医療法第25条の法的な仕事ですが、これにつきましても令和3年度は書面審査と

ヒアリング形式ということで、実地での立入検査はできませんでした。

次に20ページの方を見ていただきまして薬物乱用防止啓発事業ですが、令和3年度につきましては、ウィズコロナの中で5件の啓発活動ができました。令和2年度は新型コロナの感染拡大が少なかったとはいえ緊急事態宣言の発出などがありましたので、啓発事業の実施につきましては、配布物の配布をお願いした3件にとどまっております。

医薬品適正使用啓発事業につきましても、令和2年度は1件でしたが、令和3年度は3件ということで徐々に戻ってきている状況です。

22ページの健康・医療相談事業ですが、これにつきましても令和3年度の実績数をあげていますが、これは「ひらかた健康ほっとライン24」についての実績ということですが。この「ひらかた健康ほっとライン24」は、どんな健康相談でも様々な問い合わせにつきましても24時間で実施しています。これも委託事業ですが、枚方市民に対しての安心な材料を提供するというような窓口になっております。

これにつきまして、令和2年度と令和3年度を比べますと、イの内容別分類集計の件数はあまり変わっていませんが、少し変わった点として、令和3年度の健康維持増進に関する相談の割合が大幅に増加しており、以前は0.9%だったのが2.56%で約3倍になりました。このコロナ禍で健康維持や健康増進をする方法はないですかといったようなご相談や方法論についての要望等があったかもしれません。それが変わったと感じたという状況です。

続きまして23ページと24ページの精神保健についての報告でございますが、状況が変わったこととして、(2)の精神保健相談、訪問指導の心の相談が令和2年度よりも1,000件も増えて2,000件台になりました。また、精神保健相談を受けた実人数も増えています、これは、電話回線を増やしてどのような電話でも受けることできるようになった結果、延べ人数に加えて実人数と訪問件数が増えたということになっております。

第二に、保健衛生課の事務事業の概要を25ページから報告しています。

28ページの方で食中毒の発生状況についてお示ししており、令和元年度、令和2年度、令和3年度の順に表で示しておりますが、令和3年度の発生は1件でした。患者数は92人とかなり多くの方が患者になりましたが、市の方に弁当を提供された業者がこのような事故を起こしたということで、大きな健康被害にはなりませんでしたが規模が大きかったということになります。

また、衛生課につきましては、他に環境衛生と検査事業を行っていますが、まず環境衛生につきまして、32ページに件数を示しています。

色々な検査を行っているということはこの検査数だけではイメージがつかないと思いますが、このように検査を行っていることで問題が起こらないように、縁の下の力持ちのような業務をしているということで、衛生、営業関係や水道、それから浄化槽、墓地、遊泳場、プール、温泉といったところでの衛生管理を行っています。

特に、循環器浴槽を有する施設での水質検査は定期的に行うことになっており、レジオネラ症の発生予防にも努めておりまして、特にレジオネラ症の患者さんにつきましては感染法上でも届け出る必要があります。このコロナ禍の中でも割と発生の報告がありまして、これは保健予防課との協力のもと、調査をしながら発生予防にも努めております。

次に39ページから試験検査の実績を示しておりますが、この中で腸管出血性大腸菌の検査が目立ちますが、これは業者さんからのものであったりとか、食中毒が発生した時の調査を実施したりしています。手数料を要しないものというのは、感染症発生時の検査ということで、家族の検査や接触者の検査として対応しているものです。

新型コロナウイルス感染症につきましては、この保健所では検査をしておりませんが、大阪府の検査センター、または民間の方で検査していただいています。

第三に、保健予防課の事務事業の概要ですが、48ページを見ていただきまして、感染症診査協議会というのがございます。これは感染症法の中で様々な公費負担、例えば結核や今現在対応しております新型コロナウイルス感染症ということで、これは保健所事業ではございますが、場所としては寝屋川市保健所の方で北河内の保健所が合同で感染症審議会を行っており、公費負担の方や入院勧告等の審査を行っています。

次に49ページの結核についてご報告します。

結核は、新型コロナウイルス感染症対応の中で呼吸器感染症としては似ている症状になりますが、新型コロナウイルス感染症による受診控えが懸念されています。登録患者数の表で新登録患者数と10万人に対する罹患率に関しましては、令和2年と3年がそれぞれ8.8、8.3という事で10を切っています。また、日本全国の統計も10万人対率が10を切っており、結核が減ったのではないかと思われる低まん延状態になるのですが、本当にそうかというところ新型コロナウイルス感染症の影響によって結核の受診を控えているという事も考えられますので、十分に経過観察をしていく必要があると思っております。また、この表には示しておりませんが、治療成績の検討会を行っている中で高齢者の結核による死亡が多い点が課題として挙がっています。これは悪化してからの発見があり、90歳以上の方

	<p>で治療中に亡くなる場合が懸念されております。</p> <p>続きまして、52ページの性感染症予防につきましては、保健所ではHIV、梅毒、クラミジアの検査を行っております。その令和3年度の実績ですが、保健所でのHIVの検査数は全国的に大きく減少しました。新型コロナウイルス感染症の対応を優先していることもあり、保健所でのHIVの検査数が半数になりました。</p> <p>一方で、枚方市保健所でのHIV検査は、感染症対策を行いながらもほぼ例年通り行うことができました。受診者数は少し減りましたが、ほぼ従来通り行うことができました。陽性者の方も把握でき、医療機関への引継ぎもできました。</p> <p>しかし、課題として、一部の受検者に対してその後連絡がつきにくく、陽性であることを連絡できないことが挙げられます。性感染症検査は無料かつ匿名で検査を行っており、検査を受けた方の連絡先をお伺いしていない状態で、検査者自身からの申し出があれば、結果説明などの調整をしているという状況です。保健所から連絡できない状態が多い状況ですので、これからどのようにして行くかが課題となっています。ご意見などがございましたら、お教えいただきたいと思っております。</p> <p>また、予防課の業務としましては、54ページに難病対策がございます。その手前の母子保健の項目に小児慢性特定疾病対策がありますが、母子保健全体については保健センターの方で行っていますので、保健所の母子保健業務につきましては、難病対策と並行して小児慢性特定疾病対策の審査等を医師会に依頼して継続して実施している状態です。</p> <p>最後に、資料を64ページ以降に示しています。これも数字ばかりでございますが、これまでの話と結びつけて興味がありましたらご覧いただければ幸いです。</p> <p>以上で説明を終了いたします。ありがとうございました。</p>
渡邊会長	<p>ありがとうございました。ただいま報告がありました、令和3年度の取り組みについて何かご意見ご質問等ありますでしょうか。ご発言に関しては、所属と名前を行ってからお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>特に何も無いようでしたら、後でも構いませんのでまたお願いしたいと思います。次第に従って3番目「令和3年度および令和4年度の重点取組について」を議題としたいと思います。</p> <p>資料3から5にありますとおり、三つの報告が保健所各課から挙げられているようですので、それぞれ説明していただいた後、委員の皆様からのご意見をいただけたらと思っております。それでは事務局から説明よろしく申し上げます。</p>
事務局 (保健医療課)	<p>それでは保健医療課の方から、『自殺総合対策大綱』改定について～枚方市いのちを支える行動計画 第二期計画策定を見据えて～』ということで保健医療課の宮本より報告させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、枚方市における「自殺」と「自死」の表記についてご説明します。</p> <p>枚方市では、NPO 法人全国自死遺族総合支援センターが作成している、「自死・自殺の表現に関するガイドライン」を参考に、①遺族や遺児に関する表現を行う場合に関しては、心情に配慮し、遺族や遺児に向けた文章等に「自死」を使用する。②自殺対策基本法等の法律で「自殺」という表現を使用しており、行為を表現するときは「自殺」を使用する。以上の2点の方針を定めております。この発表を機会として知っていただけますと幸いです。</p> <p>少し堅苦しい話になりますが、自殺総合対策大綱とは、自殺対策基本法に基づき、自殺総合対策会議における議論を経て、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めているものです。</p> <p>平成19年6月に初めての大綱が策定されたあと、平成24年、29年とおおむね5年をめぐりに見直しをされ、本年10月に最新の大綱が策定されています。</p> <p>国が定めたこの「自殺総合対策大綱」の内容を元に、都道府県において自殺対策計画が定められ、さらに都道府県における自殺対策計画を元に市町村での自殺対策計画を定めることになっています。</p> <p>大阪府が定める自殺対策計画は令和4年度末を目処に定めるとされており、枚方市において自殺対策計画として定めている「枚方市いのちを支える行動計画」は、国の「自殺総合対策大綱」と、大阪府が定める自殺対策計画を元に策定することとなっていることから、自殺対策大綱は「枚方市いのちを支える行動計画」の基礎となっています。</p> <p>このスライドについては、厚生労働省のホームページに掲載されている資料となります。今回改定された「自殺総合対策大綱」については、令和2年1月頃より流行し始めた新型コロナウイルス感染症が自殺の要因となる様々な問題に大きな影響を及ぼしたとされていることを考慮して、今後5年間で取り組むべき施策を明記しています。</p> <p>ポイントとして挙げられている4点について、赤字の表記は今回の改定にて特に重点的に取り上げられているものとなります。特に「2. 女性に対する支援の強化」について</p>

は新たに位置づけられたものとなっており、今までの12点の重点項目にこの項目が追加され、13点の重点項目となっています。

続きまして、今年度の自殺予防週間に使用された啓発ポスターです。ポスターに若者の写真を掲載したり、「自殺」という言葉を強調するのではなく、しんどい時には誰かに話してみようというメッセージを伝えたりと、若者に寄り添った形で作成されています。自殺予防週間は9月10日から9月16日で、対策強化月間は3月の丸々1ヶ月をそのまま充てておりましたさまざまな啓発を行っております。

再び厚生労働省のホームページに掲載されている資料(スライド7)に戻ります。赤文字については、今回の見直しにおいて変更された主な個所となります。「第2」の3つ目に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進として、ICT活用や、コロナ禍における様々な社会変化の影響を大きく受けた人々についての対策を挙げています。また、「第3」の6つ目についても新設項目となっており、特に報道やマスメディア、インターネットやSNSにおける「自殺」に関する様々な取り扱いについて、遺された家族への配慮等が挙げられています。なお、「第5」に挙げられている数値目標については、旧大綱の数値目標を継続することとなっています。

続いては、厚生労働省作成の自殺対策啓発チラシで、左側が表面、右側が裏面になっています。表面は優しいタッチのイラストで構成されており、またイラストには男性女性、年齢層も広く描かれており、受け取る側も受け止めやすい印象になっています。厚生労働省のロゴの左隣にあるのは、自殺対策のロゴになっています。

再び戻りまして、厚生労働省のホームページに掲載されている資料(スライド9)となります。重点施策について、項目ごとに概要が説明されています。

赤文字での表記については、今回の改定において加えられた項目となります。その中でも特筆する部分としましては、「2」の「児童生徒の自殺対策に資する教育の実施」、「6」の「子どもに対する精神保健福祉サービスの提供体制の整備」、「7」の「インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化」「報道機関に対するWHOガイドライン等の周知」などが挙げられます。

引き続き、厚生労働省のホームページに掲載されている資料となります。特筆する部分としましては、「11. 子ども・若者の自殺対策をさらに推進する」において、細やかに項目が定められていること、「12」において長時間労働の是正やハラスメント防止対策が追記されています。また、新設された「13. 女性の自殺対策をさらに推進する」については、コロナ禍で顕在化した課題について、妊娠婦期やDVなど、様々なライフステージや課題において細やかに対応できるような対策を推進していくとされています。

続きまして、厚生労働省の支援サイト「まもろうよ ところ」へのアクセス方法です。厚生労働省のホームページに行くと一番左側のイラストが出てきますので、「まもろうよ ところ」のところをクリックしていただくと、一番右側のページへつながります。なお、このページはスマートフォンサイトになっています。また、画面中央のQRコードを読み込んでいただいても、一番右側のサイトへつながるようになっています。

続いて「まもろうよ ところ」のサイトにある項目です。電話で話したい場合は、青い背景の部分に書かれている様々なサイトにお電話をしていただきます。SNS希望の場合は、ピンク色の背景の部分にあるQRコードを読み込んでいただくと、そこからアクセスしていただく形になります。その他、「支援情報検索サイト」や、「その他の相談先」など、情報がたくさん掲載されています。このようなサイトがあることを知っていただき、活用いただければと思います。

続いては枚方市における周知啓発になります。3月の自殺対策強化月間、9月の自殺予防週間においては、広報ひらかたの記事にて周知啓発に努めています。

また、令和3年3月号では自殺対策について6ページにわたる特集記事を組み、マンガを活用してより読みやすい形で周知しました。記事に対し、大きな反響をいただいています。

今回の「自殺総合対策大綱」の改定を受け、枚方市における「ひらかたいのち支える行動計画」の第2期を策定していくこととなります。

タイムスケジュールとしましては、図(スライド15)のようになっています。

本年度は国が大綱を定め、その上で大阪府が計画を策定する年度となっており、それを受けて来年度に枚方市において第2期計画を策定いたします。

それに先立ち、本年度、枚方市では「枚方市いのち支える行動計画に関する意識調査」を実施しました。図(スライド15)中央の青い四角部分となります。

続きまして、意識調査について説明します。

これは第1期計画策定時にも実施しており、今年度で2回目の実施となります。

国が今回の自殺総合対策大綱改定に先立ち、国民を対象として実施した調査内容を参考として作成した意識調査を実施しました。

調査対象等は記載のとおり(スライド17)となっています。また、これらの属性とは

	<p>別に、市政モニター400名の方にも同じ調査を実施しています。現段階における回収率は36.7%となっています。現在、内容については集計中であり、集計させていただいた内容を考察の上、第二期計画に反映して参ります。</p> <p>先程お見せしたスケジュールですが、現在赤い線で囲んだ部分に差し掛かっているところとなります。(スライド18)</p> <p>第1期計画の遂行を行う中で抽出された様々な課題や、自殺総合対策大綱において新たに課題として抽出されているもの、さらに意識調査の結果などの考察を踏まえたいと、来年度に予定されている第2期計画策定へ進んでまいりたいと思います。</p> <p>一誰もが自殺に追い込まれることなく、安心して生きることが出来るように、社会全体で生きることの包括的な支援を行い、市民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らせる「ひらかた」をめざす</p> <p>これは第1期計画で策定された目標となっております。</p> <p>このようなひらかたを目指し、自殺対策に取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続き委員のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>保健医療課からは以上になります。ありがとうございました。</p>
渡邊会長	<p>ありがとうございました。ただいま説明がありました、自殺総合対策大綱の改定についてご意見ご質問等ありましたら、お願いしたいと思います</p>
岩田委員	<p>自殺は男性の中老年の問題と認識されていましたが、コロナ禍を契機に女性や若者、そして子どもの問題に移っている点が大きな変化で、当センターもそのことを意識して医療に取り組んで行く必要があると感じています。</p> <p>子どもの場合は学校へのアプローチがとても重要になってくると感じていますが、その点について、学校の教職員や学校へ行って生徒に対して薬物乱用防止教室の様な教室の機会を設けるなど、枚方市としての計画や具体的な取り組みがありましたら教えていただきたいです。</p>
事務局 (保健医療課)	<p>第1期の計画を策定した際に、児童や生徒に対しての「SOSの出し方教育」が大きなポイントとなりまして、養護教諭や生活指導教諭と検証をしたり、「ゲートキーパー」研修受講を勧めたりといった取り組みをしておりました。その後コロナ禍になり、学校と連携がとりづらくなりましたが、現在は研修化について学校側と打ち合わせ中です。</p> <p>タブレット端末を持った生徒のこころの動きを観察していただくことを検討している市町村もあり、本市でも様々な取り組みを模索しているところです。計画を策定する際には、児童、生徒分野と協力しながら、よりよい形で対応していきたいと思っています。</p> <p>また、「自殺」という言葉を使ってアプローチすることは非常にセンセーショナルですので、取り組みの名称は「SOSの出し方」「しんどい時の相談方法」などの表現で取り組みを進めていくことを考えています。</p>
岩田委員	<p>ありがとうございます。「自殺」や「自死」という言葉が不安をあおるところがありますので、そういう部分を配慮して是非とも進めてくださればと思います。</p>
渡邊会長	<p>小学校などでワクチンの授業を行う機会がありますが、コロナ禍の小中学校へ行って授業を行う事が難しいと感じています。</p> <p>啓発のために報告の中にあつた広報ひらかたに掲載されたマンガなどの冊子を、生徒や児童たちに継続して配布する等の取り組みは考えているのでしょうか？</p>
事務局 (保健医療課)	<p>大阪府と協力しまして、児童、生徒向けの「SOSの出し方教育」の冊子を作成しております。その冊子の使い方は配布と検証をセットにしたもので、1時限で冊子の使い方と学び、使用方法を実際に体験できるというものです。</p> <p>冊子を渡すだけですと、読む子どもたちの受け止めを考えると怖い面がありますので、職員が学校で子どもたちに直接説明して実際に使い方を体験した上で、不安を取り除いてお渡しすることとなっています。また、その冊子の使用も学校側へお願いしているところです。</p>
松浦委員	<p>大阪労働基準監督署の松浦でございます。私も監督署がやっている重点項目の長時間労働の是正というところで、精神疾患を伴う労災請求が増加している傾向です。</p> <p>私どもが取り組んでいるところと協力し合って今後やっていきたいと思っております。何かありましたら、お互いに協力し合ってやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>

事務局 (保健医課)	非常に心強い言葉をいただきましてありがとうございます。よろしく申し上げます。
渡邊会長	そのほか大丈夫でしょうか。それでは次の議題に入りたいと思います。 保健衛生課から「研修室で発生した黄色ブドウ球菌の食中毒事例について」の説明をお願いしたいと思います。
事務局 (保健衛生課)	<p>保健衛生課の伊藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>保健衛生課からは、今年研修施設で大規模食中毒が発生したことについて報告をさせていただきます。資料のボリュームが多くなりますがご容赦いただければと思います。</p> <p>まず食中毒事件の概要についてですが、事件は今年4月22日に発生しました。研修施設で調製された味噌野菜炒めとチキンの赤ワイン煮を原因食品と特定しており、これらの食品を食べた141名のうち52名が発症しておりました。</p> <p>病因物質としましては、黄色ぶどう球菌の毒素型A型となっております。本日はこの食中毒事件について保健所の初動から順に説明させていただきます。</p> <p>探知としましては、4月22日の夜10時ごろに枚方寝屋川消防組合様より、研修施設で20代女性が嘔吐、複数人が発症していると救急要請があり、現場では29名が同じ症状の発症者がいると本市に連絡がございました。保健所の参事が消防組合出身の方ですので、迅速かつ詳細な情報把握ができた次第です。</p> <p>枚方寝屋川消防組合様に伺ったところによりますと、患者が多数おられたため搬送に時間がかかったことで待機時間が長くなってしまったり、あちこちに嘔吐物等が残されているような状況だったため、消防の方が処理され、研修施設の職員が消毒作業を徹夜で行ったりといったようなことがあったと伺っております。</p> <p>事件翌日の新聞でも本事件が掲載されておりました。</p> <p>続きまして、保健所としての初動ですが、LINEのようなチャットアプリをイメージしていただきたいのですが、LG回線を使用するセキュリティの高いアプリになっておりまして、スライドは多くやり取りがある中のごく一部を抜粋したものになります。</p> <p>22時32分に参事から管理職に向けて、研修施設で食中毒と思われる傷病者が多数発生しているということやその他の状況について情報共有がされております。その約1時間後の23時46分には救急搬送の状況も進んでおり、トリアージ後の赤タグの方も複数おられるということで、寝屋川生野病院と関西医科大学附属病院に2人ずつ搬送されている状況でした。食中毒の症状で下痢や嘔吐はよくある症状ですが、加えて呼吸苦症状がありました。ただ、これは後に過呼吸だったと判明しております。</p> <p>保健衛生課の動きとしましては、吹き出しに記載しておりますが、施設に連絡を取りまして、厨房の使用自粛や調査のための喫食者名簿の作成、検査のための検体保存や今後の調査の流れなどを説明しました。その施設への指導内容についても、保健衛生課長から管理職に情報共有がなされております。その後も翌日の調査方針や市長、議員への報告、原因の推定等話し合い、その日は終了となっております。</p> <p>続きまして、保健所初動③は事件翌日からの保健所の動きです。災害時をイメージしましてクロノロをつけており、こちら中のごく一部ですがスライドに記載しております。当日は、研修施設の方からメニューの報告を待って、報告を受けた後に調査資料を作成し、11時12分に現地に向けて出発しました。</p> <p>残った職員は搬送先の医療機関に連絡をして、症状や検便検査の実施状況について聞き取りを行いました。</p> <p>ここで研修施設の概要について説明いたします。こちらの施設は、国家公務員に採用された職員の方々が集まって1年間研修を積み、それから各勤務先での勤務が始まるというような研修施設でありまして、149名の研修生がおり、朝昼晩、そちらの施設で提供される食事を食べておられます。食事の調理につきましては、委託の給食業者が入っておられまして、飲食店営業の許可を取って1日3回、約150食提供されている施設でした。</p> <p>患者調査についてみていきたいと思いますが、通常であれば患者一人ずつ調査をしていますが、対象者が多数になりましたので、研修室にお集まりいただいて講義形式で実施しました。調査の中で、患者のうち1人が新型コロナウイルス感染症に罹患しておられ、事件当日のお昼までホテル療養をされており、研修所に戻って初めて食べた食事により食中毒が発生しております。そのため、事件当日の夕食が原因食事であると推定できたということは調査に大きな影響を与えております。</p> <p>患者調査の結果としましては、夕食を食べた141名のうち52名が発症され、潜伏期間は3.7時間でした。症状としましては、発症率の高い順から、下痢、嘔吐、嘔気、腹痛、発熱となっております。</p> <p>4月22日の夕食メニューについて見ていきたいと思いますが、A定食、B定食の味噌野菜</p>

炒め、チキンの赤ワイン煮が原因食品でしたが、これらの調理工程を見ていきますと、スライド(12・13)のようなものになります。通常、食中毒を予防するために大事なことは、食中毒予防三原則とよく言われている、食中毒菌やウイルスをつけない、食べ物に付着した細菌を増やさない、加熱して細菌やウイルスをやっつける、この3原則が守られていれば食中毒のリスクは低くなります。

調理工程を見ると、しっかり温度管理をして使い捨て手袋を着用し、加熱工程もあるので食中毒が発生するリスクは低いように見受けられました。なお、味噌野菜炒めとチキンの赤ワイン煮は同じような工程でした。

しかし、施設調査を進めていくにつれ様々なリスクがあることがわかってきました。まず従業員の衛生管理についてですが、調理従事者の方の手指が非常に荒れておりましたが、そのことについて記録上は問題がない旨が残されていました。手袋は着けておられましたが、破れても調理工程が変わるまで破れた手袋のままで調理されていたということでした。これは新型コロナウイルス感染症の関係で、使い捨て手袋の流通量が減っており、質の悪い安価なものを使っていたと伺っております。

次の調理についてですが、加熱調理済みの食品は、通常すぐに食べる時は問題ないのですが、食べてからすぐに喫食されない場合は65℃以上に保温していただくか、冷まして保管しておくことが重要となります。65℃未満のぬるい温度帯で食品を長時間保管してしまうと食中毒菌が増殖する危険性が高くなりますが、こちらの施設は温蔵庫を使用されており75℃設定で保管されておりました。温蔵庫内が65℃以上になっていれば問題はないのですが、温蔵庫内の実際の温度の測定はされていませんでした。

次に施設・設備についてですが、事件が発生した数日後に業者の方が温蔵庫の保温状況を確認したのですが、75℃に設定した温蔵庫に73℃の湯を入れて保管したところ、その1時間後に温度が55℃になったという証言がありました。

食品衛生監視員が温蔵庫の温度確認のために4月28日と5月6日に電源を入れてみましたが、電源が全く入らずに故障した状態となっております。

先ほどの調理工程図は一見問題がなさそうに見えましたが、保管・盛付・提供のところで手や調理器具を介して食品を汚染した可能性があり、温度管理ができていなかった可能性があることがわかってきました。

次に検査の概要について説明させていただきます。保健所では回収した検体の食中毒菌の検査を実施し、計53検体の検査を行いました。検査結果はスライド(20)の表の通りになっておりまして、食品の検査では味噌野菜炒めとチキンの赤ワイン煮から黄色ぶどう球菌とエンテロトキシンが検出されました。また、ふき取り検査では、洗浄後スチコン済ホテルパンの調理器具からも黄色ぶどう球菌とエンテロトキシンが検出されました。

原因食品の特定としましては、病因物質が黄色ぶどう球菌であったということ、そして菌の特徴に合致するような患者の症状、発症時間、潜伏時間であり、昼食のみ喫食していた教員5名に有症者が無かったことから、4月22日夕食に提供された食事が疑われました。また、味噌野菜炒め及びチキンの赤ワイン煮から黄色ブドウ球菌が検出されたことから、4月22日の夕食の味噌野菜炒め及びチキンの赤ワイン煮が原因食品と考えられました。

汚染経路の推定としましては、調理従事者の手指や調理器具から黄色ぶどう球菌が検出されたこと、そして温蔵庫が故障で長時間温度管理ができていなかった可能性があるということ。これらのことから、調理従事者や調理器具を介して黄色ぶどう球菌が食品を汚染して危険温度帯で長時間保管している間に菌が増殖し、毒素が産出された可能性が高いと考えました。

これらの結果により業者の行政処分を行いまして、4月22日の発生から5日後の4月27日に、4月28日から3日間の営業停止処分を行っております。

考察については時間の関係上、割愛をさせていただきますが、ご興味をお持ちいただきましたらご一読いただけますと幸いです。

営業者に対する指導事項としましては、温蔵庫で調理済食品を保管する場合は温度管理がしっかりできる設備を使用し、その記録を残すこと。使い捨て手袋は使用中に破損しにくい素材のものを使用し、着用後は表面にアルコール消毒をすること。清掃や消毒等の作業が手の荒れる原因とならないよう用具や手順、頻度、体制を確認や手をケアできるような体制を作ることなどを指導しました。下痢、嘔吐、発熱などの症状、手指等に化膿創がある調理従事者等はリスクがありますので、調理作業に従事しないことを指導しております。

また、営業者から6月17日付けで改善報告書を提出いただきました。温蔵庫を新たに設置しない限り営業再開しないという報告をいただいておりますが、再開の報告を待っておりましたが、最終的には報告はないままでした。現在は別の営業者が新たに許可を取得し営業しておられ、温蔵庫を新たに設置されていることを確認しております。

ここまで食中毒事件の概要や保健所の対応について説明させていただきましたが、今後

	<p>も医療機関や消防組合様との連携を取らせていただくこともあるかと思っておりますので、その際はぜひよろしくお願ひできればと思います。</p> <p>最後に本資料の作成にあたり消防組合様の方にご協力いただきましたことにつきまして、この場をお借りしお礼申し上げたいと思ひます。ありがとうございます。</p> <p>以上で報告を終了いたします。ありがとうございます。</p>
渡邊会長	<p>ただいま説明がありました研修施設で発生した黄色ぶどう球菌の食中毒事例について、ご意見ご質問がある方はいますでしょうか。</p> <p>それでは私の方から質問させていただきます。検査は有症状者だけですか。無症状者とかの便の培養は全く行っていなかったのですか？</p>
事務局 (保健衛生課)	<p>優先順位を付けまして、無症状の方も検査するケースがありますが、有症状者の方をまず優先して検査をしていきまして、全ての方を検査するわけではなくてある程度の検体の件数が完了しましたらそれで特定が出来ますので、有症状者の検体を優先して提出いただいた分で検査が完了したため有症状者だけとなりました。</p>
渡邊会長	<p>ありがとうございます。医療者としては、無症状者で菌を持っている人たちはいないかなと思ひて、キャリアみたいな人たちがものすごく気にするのです。</p> <p>保健所としてはどちらの菌の特定と、感染源の特定ができればいいんだろうと思ひますが、そちらが気になったのでそういう検査とか検便を図るとかいう指導とかいうことは特になされてはないということですね。</p>
事務局 (保健衛生課)	<p>ケースバイケースですが、他の事例でも感染症のような側面があるような食中毒菌やウイルスの場合は、指導として食品を作る作業には従事しないでくださいという指導を行っていくことにはなりますが、今回のケースにつきましてはそういったところがなかったというところで強く指導はしていないというところになります。</p>
渡邊会長	<p>サルモネラとは少し違ったケースという事ですか。</p>
事務局 (保健衛生課)	<p>はい、そうです。</p>
渡邊会長	<p>ありがとうございます。その他ご意見、ご質問は大丈夫でしょうか。何かあれば後でも構いません。</p> <p>それでは続きまして、保健予防課より「枚方市保健所における新型コロナウイルス感染症の取組み（第6波～第7波を中心に）」について説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
事務局 (保健予防課)	<p>保健予防課より「枚方市保健所における新型コロナウイルス感染症の取組み（第6波～第7波を中心に）」の報告をさせていただきます。保健予防課感染症グループの浅井でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、新型コロナウイルス感染症の第8波に向けての取組みという内容で報告させていただきます。</p> <p>まず発生状況ですが、2021年12月から2022年10月の大阪府人口10万人あたりの感染者数です。黒線の「大阪府全て」と同様に青線の「枚方市」についても、2022年の年明けから増加し始め、2月上旬をピークに減少傾向で推移しました。しかし、7月上旬以降に再び急激に増加し、未曾有の第7波を迎えました。</p> <p>次に「枚方市 週ごとの年齢区分別感染者数」です。小さい方の山が第6波、大きい方の山が第7波です。第6波、第7波ともに、始まりは「10歳代以下」、「20～30歳代」が中心ですが、ピークに向かうと一番上のオレンジ色の帯でお示ししました、高い年齢層が増加の傾向を示します。</p> <p>この頃は、新型コロナウイルス感染症以外の疾病で長期に入院中であつた方や高齢者入居施設等の入居者の集団感染、いわゆるクラスターが増加しました。</p> <p>第7波となる感染拡大では、枚方市では2022年7月25日に1日の新規陽性者数が初めて1,000人を超えました。9月下旬にはオミクロン株による新規陽性者数の急増は一定落ち着き、1日の新規陽性者数が約100人前後で推移したものの、療養者数は8月から1万人/日と高止まりの状況が続いていました。</p> <p>続きまして、「大阪府 週ごとの年齢区分別感染者数」です。先ほどの「枚方市 週ごとの年齢区分別感染者数」と同様の傾向を示しています。感染者数の8割は60歳未満の年齢層で占められています。60歳未満は、青色、緑色、黄色の帯でお示ししています。</p>

次に「大阪府 年齢区分別重症者数」です。2021年3月から載せていますので、最初の山が第4波です。大阪府感染症情報センターHPから抜粋したもので、第1波は2020年1月29日～6月13日、以下、第2波2020年6月14日～10月9日、第3波2020年10月10日～2021年2月28日、第4波2021年3月1日～6月20日、第5波2021年6月21日～12月16日、第6波2021年12月17日～2022年6月24日、第7波2022年6月25日以降となっております。

第4波と第7波では年代別が大きく変化しており、50歳代以下の重症者は激減しました。重症者の中心は60歳代以上の方が中心ですが、それでも第4波から減少しています。

続きまして、「大阪府 週ごとの感染者数及び重症者と死亡者の遷移」です。先ほどと同じく第4波から表示しています。第4波から第7波にかけて、感染者総数中の重症者及び死亡者の割合が大きく減少していることがわかります。また、第7波の感染者総数はこれまでで最も多くの数を記録しましたが、第6波と比較して重症者も死亡者数も減少しました。第7波における死亡者は、昨年夏の第5波と比べ80歳以上の占める割合が高くなっています。

死亡者の感染前の状況として、新型コロナウイルス感染症以外の疾患で、もともと医療機関に比較的長期入院されている方や、高齢者施設に入所中の方が多くことが示されました。侵襲性の高い治療を希望されない場合、つまり心肺停止時に気管挿管や人工呼吸器の装着、心臓マッサージ等の蘇生措置を希望されない場合や、基礎疾患の悪化等の影響で死亡する方など、新型コロナウイルス感染症が直接の死因でない事例も少なくないことが報告されています。

一方で、基礎疾患を有する感染者で新型コロナウイルス感染症感染による肺炎が見られなくても、感染により基礎疾患が増悪することや高齢の感染者が心不全や誤嚥性肺炎等を発症することにより入院を要する感染者の増加に繋がる側面もあります。

続きまして、保健所の取り組みについてご報告させていただきます。

感染者数の増大や医療逼迫等により、保健所の業務が急激に増大し過剰となりました。通常の業務を継続しながらも、新型コロナウイルス感染症対策や、市民及び関係機関対応に3課横断的に全所体制で取り組んでいます。想定をはるかに超えるスピードで感染者が増加し続けました。

そのような中で、市民の命を守る業務に重点化するため、国や府の動向、方針を把握しながら保健所業務についての検証を繰り返しました。これら（スライド9）は主な取組を一部抜粋したものです。

「発生届に基づく初期対応の対象者の重点化」については、保健所において、診断した医療機関から提出される発生届から把握し医療職員から連絡する対象者を、国や府の方針に基づき、年齢や医師が判定する重症度等の発生届記載項目、基礎疾患の内容により重点化しました。このことにより、特にリスクが高い感染者には、発生届受理後速やかに高齢者を中心にリスクのある感染者へ48時間以内に連絡を取ることが可能となりました。

また、感染者が保健所からの電話連絡を待つ間や電話連絡の対象外の感染者のために自宅療養に必要な情報を速達郵便で送付したり、SMS、携帯電話のショートメッセージサービスを活用したりして周知しました。

続いては、初めて1日の新規感染者が1,000人を超えた令和4年7月25日の初期対応状況を示しております。

発生届出受理件数は1,091件。そのうちリスクが高く医療職員からの連絡対象となったのは131件でした。

発生届提出とほぼ同時に診断医療機関から保健所に連絡が入ることもあるため、リスクの程度に応じて受理と同時に連絡をすることもあります。基本的には24から48時間以内に連絡をし、療養方針の決定と療養に必要な情報の伝達を行い、陽性者及び家族の疑問や不安、生活面への助言等を行いました。

なお、高リスク131件のうち、自宅療養が109件、宿泊療養が2件、入院は20件で、リスクがないまたは低リスクの連絡対象外は960件でした。

「緊急対応体制の堅持」については、医師の診断時以降や自宅療養中に病状が悪化して、診断はされていても発生届出が間に合わず緊急対応が必要になることがあるため、大阪府や枚方寝屋川消防組合、管内のコロナ病床を有する医療機関等との連携のもと、土日祝日を含めた保健所職員による24時間オンコール体制を堅持しています。また、救急隊においても、緊急性の高い要請においては現場で搬送先の調整が行われます。

次に「第7波における夜間緊急対応状況」でございますが、職員6人で公用携帯電話2台を順に持ち帰り、概ね23時から翌朝9時まで緊急電話で対応しました。

感染者急増に伴い対応件数は増加し、一晩に9件対応した日もありました。また、入院病床の逼迫とともに、対応時間が長時間化する傾向となり、枚方寝屋川消防組合におかれましても、救急出動件数は大きく増加し、普段は1日100件程度のところ、1日188件に達する日もありました。

	<p>新型コロナウイルス感染症患者搬送は、医療機関搬送後に陽性判明した者を含めて1日41件が最多件数とのことです。また、保健所と同様に入院病床の逼迫とともに救急搬送困難事案が増加していることも推察できます。</p> <p>「デジタルの活用」については、先ほどのSMSの活用や、医療機関からの発生届出、福祉施設で感染者が発生した際の報告、感染者からの健康状態の報告、療養証明書発行申請のデジタル化を進めました。</p> <p>保健所業務は、感染者や関係機関対応以外も行っているため事務処理量が膨大となりました。また、感染者以外のさまざまな問い合わせや相談により、感染者が保健所に電話をかけてもつながりにくいといった事態にもなりました。このため、発生届の受付、資料発送、パルスオキシメーターの配送、療養証明書の発行など、業務の一元化を図り、業務委託することで、新型コロナウイルス感染症に係る多種多様な事務の円滑かつ迅速な処理を進めています。</p> <p>次に、市民自身が新型コロナウイルス感染症に対応するため、「セルフケア」として現在の情報や利用できるサービスのメニューを知ることが大切です。そのために、枚方市ホームページをタイムリーに更新し、毎月の枚方市広報で特集記事として情報発信をしています。また、感染者には体調や病状を自身で把握し、異変があった場合にある程度はご自身で適切に対応できるよう、保健所が感染者に個別に対応する際には必要な情報を伝え、心構えや備えを持ってもらえるように心がけています。</p> <p>スライドは広報ひらかた12月号の掲載記事です。大まかな掲載内容は、セルフチェック・自宅療養の備え、新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合の行動の流れ、緊急時の対応、問い合わせ先がわからなかったり迷ったりした場合の対応、心の相談先についてです。ネット申し込みや情報検索が可能なものについては、QRコードを掲載しています。</p> <p>最後に第8波に向けては、令和4年9月7日からの感染者の療養期間の短縮と行動制限の緩和、9月26日からの全国一律の全数把握の見直しによって、国の今後の政策はウィズコロナに向けた新たな段階への移行であることが全国民に示されました。重症化リスクのある高齢者等を守ることに重点を置いて、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針となりました。これらを受け、第8波に向けては保健所業務についても引き続き検証を重ねながら取り組んでいきます。</p> <p>報告は以上です。ありがとうございました。</p>
渡邊会長	<p>ありがとうございました。ただいま説明がありました、「枚方市保健所における新型コロナウイルス感染症取り組み」についてご意見ご質問等あればおっしゃっていただければと思います。</p> <p>ちょうどこの1週間ですよ。1日平均でだいたい5,000人を超えるようになってきました。また、第8波では少し大阪府の感染者数も上がってきているかなと思います。枚方市はLINEで今日の感染者数を送られてきたのが、全数把握を見直ししてから送ってこなくなりました。送ってこなくなると感染者数の動向が分かりづらくなった気がします。今後は感染者数の連絡は行わないのでしょうか？</p>
事務局 (保健予防課)	<p>枚方市保健所は発生届が提出された感染者しか把握することができなくなりました。また、陽性者登録センターの情報が本市へ来なくなりましたので、これまでのように感染者数を正しく把握できなくなりました。これは、国の政策としてこれまでのように感染者数をつぶさに見て行く方針からウィズコロナに向けて発生動向を大きく見て行く方針に変わったことによるところが大きいと思われます。</p>
渡邊会長	<p>発生届をHER-SYSに登録する業務時間が一人当たり約10分掛かり、医療機関では感染者数が多い時期だと膨大な時間を要していたので、精神的に大きな負担を感じていました。登録する業務がなくなり、精神的に安心しています。しかし、感染者数の把握ができなくなり少し不安を感じています。</p> <p>枚方市では、令和3年10月頃から診療所で土日祝日に新型コロナウイルス感染症の検査を行っています。大阪府下で行っている診療所は2カ所でしたが、今回は大阪府の要請で45カ所の診療所で休日急用診断所と発熱外来を行うとの事です。他の市をみると、予約制であったり人数制限があったりしている様で利用しづらいようです。</p> <p>一方、枚方市では委託されている休日急用診断所で診療時間内では人数制限を行わずに新型コロナウイルス感染症の診察を行なっているので、新型コロナウイルス感染症と疑わしい場合は、ご利用ください。</p> <p>その他何かご質問、ご意見でございませうでしょうか。今までの食中毒や自殺等でご意見やご質問はないのでしょうか。よろしいのでしょうか。特になければ、時間となりました。</p> <p>何かあれば後日、各委員から事務局の方へのお伝えいただき、事務局はその集約を行な</p>

事務局	<p>つたうえで、委員全体に報告し情報の共有化を図っていただきたいと思います。その他、連絡事項として事務局から何かありますでしょうか。</p> <p>皆様、長時間ありがとうございました。</p> <p>先ほど白井所長の方からの令和3年度の取り組みの報告の時に少し触れさせておりますが、枚方市保健所は地域周辺の再整理の関係で移転する予定となっておりますが、詳細につきましては来年度の保健所運営協議会や他の機会をもってご説明できればと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>先ほど会長からございましたように、質問事項ですとかご不明な点などございましたら、12月21日水曜日までに、様式は特に問いませんのでメールにて事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。メールアドレスにつきましてはお手元の封筒の下部に記載させていただいております。</p> <p>また、本日の会議録につきましては会議の冒頭に申し上げましたとおり、事務局で案を作成させていただきまして、委員の皆様にご確認いただきます。会長のご承認をいただき、決定したものをホームページで公開していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
渡邊会長	<p>ありがとうございます。それでは以上をもちまして、令和4年度の枚方市保健所運営協議会を終了したいと思います。</p>